

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第2号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(その他の給与の支給の取扱い) 第23条 [略]	(その他の給与の支給の取扱い) 第23条 [略] <u>(通勤手当に関する規則の読替え)</u> 第23条の2 条例第25条第2項の規定により給与条例等適用職員の例による場合における通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）の規定の適用については、同規則第7条の3中「給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員又は職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、平均」とあるのは「平均」と、「10回」とあるのは「4回を超え10回」と、「職員にあっては、」とあるのは「職員にあっては」と、「減じた額」とあるのは「減じた額、平均1箇月当たりの通勤所要回数が5回に満たない職員にあってはその額から、その額に100分の75を乗じて得た額を減じた額」と読み替えるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則第2項中

「

(期末手当に係る在職期間) 第6条 [略] 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1) [略] <u>(2) 給与条例第42条の適用を受ける職員（別に定める職員を除く。）として在職した期間については、その全期間</u> (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略]	(期末手当に係る在職期間) 第6条 [略] 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略]
---	--

を  
「

第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1) [略]

(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる職員（非常勤である職員にあつては、給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となった職員

ア～カ [略]

(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあつては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるもの

ア～オ [略]

第5条 基準日前1箇月以内において給与条例又は給与等条例の適用を受ける常勤の職員又は短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1) [略]

(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる職員となった職員

ア～カ [略]

(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあつては、給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるもの

ア～オ [略]

第5条 基準日前1箇月以内において給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。